

令和3年第4回広尾町議会定例会 第2号

令和3年12月9日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
6番 志村 國昭	7番 星加 廣保
8番 山谷 照夫	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 浜頭 勝	13番 堀田 成郎

○欠席議員（1名）

5番 北藤 利通

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子

住 民 課 主 幹	西	脇	秀	司
保 健 福 祉 課 長	宝	泉		大
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今	村	正	樹
兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
地域包括支援センター長	村	上	洋	子
兼健康管理センター長	宝	泉		大
健康管理センター次長	三	浦	直	子
健康管理センター次長	雄	谷	幸	裕
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
子育て世代包括支援センター長	佐	藤	清	美
認定こども園ひろお保育園長	成	田	まゆみ	
認定こども園ひろお保育園副園長	西	脇	優	子
兼 豊 似 保 育 所 長	成	田	まゆみ	
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	平		浩	則
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
建設水道課主幹	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委	員	長	辻	田	廣	行
併	書	記	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代	表	監	査	委	員	
併	書	記	長	大	林	忠
				白	石	晃
						基

〈公平委員会〉

委	員	長	木	下	利	夫
併	書	記	山	岸	直	宏

〈農業委員会〉

会		長	今	村	弘	美
事	務	局	寺	井		真

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	石	晃	基
事	務	局	次	保	坂	一	也
総	務	係	主	齊	藤	香	月
		事	補				

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の出欠であります。5番、北藤利通議員より欠席の届出があります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、10番、小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） 1つ目は、地域振興プレミアム付商品券（第2弾）の販売方法についてであります。

10月17日に発売された地域振興プレミアム付商品券の販売手続や販売方法について多くの町民から苦情があり、私自身いろいろなところで耳にしました。まずは、このときの状況を教えてほしいと思います。

その前に、この当日は大変寒い日でしたので、外に並び始めた購入希望者の方は、時間前でしたが、少しでも暖かい庁舎内に入ってもらうように役場で対応したというふうに聞いております。このことについては感謝申し上げたいと思います。

この日の状況についてお聞きしますが、8時前から並ばれた方もいるということですが、正式な発売開始時間の10時からスタートして、購入手続（申込み）から始まり、最終的に商品券を手にするまで1人平均どのぐらいの時間がかかったのか。

また、発売開始後1、2時間たってから並び始めた人は、どのぐらいの時間を待つ状態となったのか教えてほしい。

そしてまた、午後には完売してしまったということですが、何時頃そうだったのか。

また、完売の時点でどのぐらいの人が買えずに帰られたのか。

この商品券は、住民であれば世帯の人数にかかわらず、子どもや幼児の分についても親が順番の列に並びさえすれば購入できるとされています。しかし、他の自治体のプレミアム付商品券の販売方法をチェックしていきますと、あらかじめ全世帯に購入希望券を送付しておいて、期間内に申込

みがあれば申請希望者全員に販売する。ただし、1世帯につき一定の制限があると思いますが、このようにしているところも多く見受けられます。また、残った場合は、後日、抽選等で分配もしています。

今まで、古くは地域振興券から始まり、いろいろな名目や形でプレミアム付商品券が自治体から発売され続けていますが、町として本来の目的と住民にとっての公平感を維持すべく一定のルールを築いていくべきだと思いますが、このことについてお答えください。

2つ目は、新型コロナワクチン接種の3回目についての体制と副反応対策についてお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種が予定されていますが、1回目、2回目の接種において副反応の程度が高かった方については、よりきめ細やかな対応が求められると思います。最終的に接種時に、接種についてのオーケーといいますか、ゴーサインを出せる医師団側や実際に接種する病院側担当者等と一定の協議確認事項は終えているのでしょうか。

また、この副反応とされるものについては、前回のこの件に関する私の一般質問で聞かせていただきましたが、接種された町民に個別に副反応のありやなしや、また、その程度具合というものについては調査、記録はしていないということでありました。今回、3回目の接種をするに当たって、それぞれの接種希望者に1回目、2回目の副反応等について聞いたり、あるいは記録したりすることにもならないのでしょうか。

といいますのは、例えばワクチン接種後に生じる体調不良に関し、これは宮城県の例ですけれども、国の予防接種健康被害救済制度に基づいて死亡一時金、医療費等の申請が30件を超えているといいます。窓口となる市町村には、合計で110件以上の問合せがあったと報道されています。そうすると、今後、広尾町としてこのような問合せが来ると想定できます。町としても一定の記録や確認が今後必要になると思いますが、これについてどのように考えますか。お答えください。

以上です。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の地域振興プレミアム付商品券（第2弾）の販売方法についてであります。

商工会が実施をしました令和3年度では第2弾となるプレミアム付商品券につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する商工業者を支援し、地域の経済対策に資することを目的に、9月の第3回定例会にて国のコロナ対策臨時交付金や北海道の補助を活用しながら50%のプレミアム分やその他必要経費について補助をしたものであります。

プレミアム付商品券の販売については、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら販売を行い、10時とした販売時間、2時間前の8時頃より人が並び始め、最大2時間待ちの列となったところでありまして、なお、手続開始後で購入時間は数分で購入できたところでありまして、

また、午後3時30分頃には完売となる人数となったため、それ以降にお越しになった10名ほどの方には、並んでも購入することができない旨を伝え、午後5時までに販売を完了し、午後6時には防災無線にて完売の情報をお伝えしたところであります。

プレミアム率30%とした令和2年6月と、プレミアム率40%とした今年6月に実施した経験などを基に実施をしたところでありますが、予想を超える購入希望者となり、町民の皆様にはご迷惑をおかけしたところであります。実施主体の商工会並びに指導的立場となる町としても認識が不足していたものと反省をしているところであります。今回の経験を踏まえ、次回以降、購入希望者の皆様にご不便をおかけしないよう対策を講じてまいりたいと思っているところであります。

次に、新型コロナワクチン接種の3回目についての体制であります。

新型コロナワクチンの接種に当たっては、安心して接種を受けていただくために、これまで町民の皆さんに接種後の副反応の情報を提供してまいりました。

11月15日に開かれました第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で、PMDA（医薬品医療機器総合機構）から追加接種でファイザー社ワクチンを用いることの安全性について、初回免疫時とおおむね同様であり、現時点で追加接種において重大な懸念は認められないことがその審査報告書で示されたことから、追加接種後の副反応は2回目接種後と同程度になると見られております。

追加接種の実施に当たりましては、町民の皆さんへの副反応に関する情報提供につきましては、これまでどおり国の公表データを広報紙や公式ウェブサイトでお知らせをし、接種券の発送でも副反応に関するチラシを同封いたします。

また、接種会場におきましても、接種前の診察で担当医師が予診票の情報や問診によりまして初回接種で見られた症状や追加接種後に想定される副反応について確認するほか、接種後の経過観察時にチラシを配付し、接種を受けられる一人一人に発症の可能性がある症状や、その対処方法など、副反応の情報を提供していきます。

なお、追加接種によって万一健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済制度により迅速に対応してまいります。

新型コロナワクチンの接種は、有効な感染防止対策といたしまして町民の皆さんに受けていただくよう推奨しておりますが、接種を受けることは強制ではありません。接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解された上で、自らの意思で接種を受けていただくものでありますので、そのためにもしっかりと情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 1番目のプレミアム付商品券について再質問させていただきたいと思いますが、まず、プレミアム率20、30、40と上がってきていますが、そして最終的にこの50%がかなり、今までにないプレミアム率ですから当然のことなのではけれども、このパーセンテージについては議会

でも最終確認されていたわけですから、だからもう全てオーケーというわけではなくて、やっぱりPDCA、いわゆるプランから始まって最終的な確認、そしてチェック機能を考えていくと、そしてまた、このことが終わって、この50%について、それぞれ庁舎内でも協議というか、どうだったのかということ。

それと、それに伴って、販売してしまう時間との相関関係といいますか、これは当然のように高ければ高いほどあっという間に売れるということなのですから、このことについて町としては今、より考えるべきであったのだというふうにしていますが、このことについて具体的に、今から何%ということにはならないだろうけれども、この辺については町として提案されて、そして議会で認められたわけだけでも、この50%に至ったことについてはその経緯について、やはり昔はいろんな振興券が残って苦慮したこともあったりとか、そのときの経済状況にもよると思うのですけれども、それだということは分かりますけれども、このことについてちょっとお聞きしたい。

それと、一番大事なことだと思うのですけれども、買えなかった人が大変いたということが、このことは、方法ですけれども、いつも早い者勝ち的な形で売っているけれども、ほかの他町村はこういう振興券的なプレミアム付商品券的なものはずっとやってきて、前の過去の反省に基づいて多くの自治体が今回、予約券といいますか、そういう購入希望券みたいなのを各世帯に最初から配布して、そしていつからいつまでの間であれば1世帯につき何組というふうにきちっと割当てを持っているわけだから、こういうことは一切起きていないわけです。それが広尾町でこういうふうに早い者勝ち的なことでスタートしてやってしまったということは、やはり販売方法については大いなる反省が私は認められるし、本当に住民の立場に立った場合、やはりこの方法は、今さらながら言うのもあれですけれども、なかったのではないかと思います。

例えば町長に聞きたいのですけれども、町長はこのプレミアム商品券が町内に全部行き渡って、それで希望者に渡されるべきだと思ってはいるだろうけれども、自分の配下である職員の人たちも、本来であればこのプレミアム商品券を希望すれば買える、買う権利といいますか、権利はあっても買えなければ、それはやはり問題だと思うのです。また、これだけ早く完売してしまうのだから、町職員にとっては、やはりちょっと並びにくいとかいろんな、それは並びにくいと感じるのはあんたの勝手だということにはならないと思う。この辺についてやはり町長としては、もちろん住民に対して、そしてもちろん職員に対しても公平に平等に、そして買う権利をきちっと保障するような、そういう対応が私は今さらながら必要だったのではないかというふうに思うのですけれども、町長としてそれらのことについてお聞きしたいと思います。

また、先ほど言いましたように、子どもも買えることになりますよね。購入するしないの判断をできないにかかわらず、親と一緒に来て買うことにして、希望する組数と、そして名前なりを書いて手続さえすればいいということですから、この辺についてほとんど全ての他町村が子どもなんか、それは世帯ごとの割当てでいくと子どもが買えるということにはならないけれども、そういうことについては子どもも買えるというようなことが今までそういうふうに来たけれども、その辺について前もって調査なりチェックしたのかどうか、その辺についても聞きたいし、そして先ほどと繰り返しになりますけれども、町としてこの販売方法については、やはり主体が商工会で

すから商工会と協議したかと思うのですけれども、基本的に議会でオーケーされてからスタートしていくわけですが、どこまで町の意向を商工会に伝えて、商工会はどこの範囲で実際の運営といたしますか、販売に関する運営をしていくのか、その辺の区分けというのはあるのでしょうか。それとも、ほぼ100%町の意向といたしますか、こういうふうに具体的にこうこうやってくれということで、あとは商工会がそれに基づいてやっていくのかどうか。その辺について、どちらを責めるとかそういうことではなくて、どのようにいい運営がされているかというのを聞きたいと思います。

1つ目のプレミアム付商品券については、そのことをお聞きしたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず最初に、50%の経緯でありますけれども、コロナの状況、大変長引いております、地域経済、大変落ち込んでいるところであります。また、あわせて、それぞれ住民の方もコロナ対策によって大変な状況にあるというところで、国のコロナ対策の臨時交付金40%、それから道の補助金10%、合計50%で実施をしたところであります。これまでの2回にわたってやってきた経過で、今回もそれを見ながら実施をしたわけでありまして、率が違いますけれども、昨年2月は販売をしてから完売になるまで、プレミアム率30%だったのですけれども、20日間かかりました。それから、今年の6月、プレミアム率40%、これは4日間かかりました。今回、そういったことも踏まえて同じ方法で販売したわけでありまして、前段答弁したような状況になったところであります。前回の臨時会でも、深く反省の旨、報告をさせていただいたところであります。

また、各町村がやっている予約券の対応については、当時はやっぱりコロナ対策を最重点におきまして、列をつくって並ばないというところ、そういったところをやっぱり最重点にして予約券にしたところでございます。本町は、過去の経験からいって感染対策も間隔を取れば十分だという判断の下にやったわけでありまして。しかし、議員がおっしゃったように、プレミアム率が50%になると大変多くの方々がというところでありまして、公平性に欠けるのではないかとご指摘であります。今後、このような臨時交付金などのことでやれるとすれば、今回の体制を十分踏まえまして、それぞれ予約方式とかいろんな方式が考えられますので、そういったことで対応をさせていただければと思っております。

商工会との協議につきましては、十分協議をしながら、主は商工会が実施をするわけでありまして、商工会と役場が役割分担をしながら、それぞれこの事業を実施しているところであります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 販売方法についてしつこく聞きたいと思うのですけれども、もし町長が、広尾町内に住んでいますけれども、広尾の中心から離れた音調津とか豊似とかそういうところにもし住

んでいたとすれば、私は、よりこの購入予約券を郵送にするしかないなというふうに思うと思うのですね。例えば買いたい人が豊似とか遠くから、もちろん車で来るでしょうけれども、そうしたときに大変ですよ。そうしたときにやっぱり町内に住む人と、その辺は確かに仕方ないとは言いながら、ちょっと比べるものが違うけれども、選挙なんかは投票所が地方にもあってしやすいです。そして、わざわざここまで来なくてもいいです。そういう意味で、やはり住民に対する、あるいは職員も含めてですけれども、そういう人たちに対する公平な行政の執行というすごい大局的なことを考えていくと、やはりもうこれは他町村のいい方法とされるものについてしっかりとコピーして、まねしていかなければ私はならないと思うのですよ。

私自身も反省しています。どうしてこういうことに気がつかなかったのだろうと。それを議会で時間があつたわけですから、そういうことができなかった。結果的にこういう形になってしまったということについて、やはり私は猛省以上のものを反省していくべきだというふうに思いますので、その辺について、しつこいようですけれども、考えがあればこのことについてお聞きしたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今回の事業の執行を踏まえまして、町民の方にご迷惑をおかけしたところであります。今後につきましては、町民の方にこのようことがないように、しっかりとした取組を進めてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 次に、ワクチンの副反応についてお聞きしたいと思いますが、今、頂いた答弁では、いわゆる国の指針というか、基本的に国がやろうとしてやっていることだからそれに対して従うといいますか、もちろんやっていかざるを得ないし、やるべきだと思うのですけれども、例えば副反応に対する記録だとか調査というのは、各個人のそれについては国でやるとも言っていないだろうし、そういうことで町は、私が前に質問したのは覚えているでしょうけれども、やはり各個人個人で反応が出ている人がたくさんいるわけだから、その人たちのことをより聞いたほうがいいのではないですかと、やっぱり広くというか、何らかの形でいい意味で利用できることもあるだろうし、私はそう思っています。今回この3回目の接種に関しては、今、先ほど新聞などでも出ていましたように、副反応がより、今まではちょっと押し込められていた声なき声がどんどん出てきているように私は思うのですよ。そしてまた、国としても心膜症については国が副反応としても認めるというふうに言っていますし、今後やはりもしかすると、想像の域を出ないかもしれないけれども、大変なことになっていくというふうには私は思うのです。そうした場合、町として国の指針と違うかもしれないけれども、町民を守る立場にある広尾町としては、別に何を恐れるものなく町

民の副反応についての状況をしっかりとやはり聞いていくべきだと思うのです。

そして、このことは実際に1つ、コロナワクチンの接種についてをどのように考えるかというふうに根本的な部分について考えていきますと、私も2日、3日前に、町長は大分前にもう見たというふうに言っていますけれども、北海道有志医師の会14人による「新型コロナウイルス対策の抜本の変更にコロナワクチン接種の即時中止を求めます」というような要請といえますか、何文というのですか、いわゆるお知らせといえますかね。そしてまた、「コロナワクチンを接種した方々へ」ということで、いろんな対応も出ています。私ここで副反応について質問していますから、例えばその中では具体的に、免疫が低下してきているために2回ワクチンを接種してもまた感染してしまっているという、ブレイクスルーというのですか、こういうのがどんどん出てきて、もう何が何だか分からなくなっているような状況だと思うのです。この中に、例えば諸外国では既に免疫力低下に対する対策として、自然免疫の強化をするために以下の摂取を進める取組が開始されています。これはいろいろお医者さんの意見によって違ってくると思うのですけれども、この中で例えばビタミンB、C、D、そして亜鉛、そして腸内の善玉菌を増やすための発酵食品とか整腸剤とか、いろんなことで医師のグループとしてこのワクチンの接種について、やはりいろいろ問題も出てきていると思うので、こういう少なくとも接種してしまった人については対策ということで、いろんなことが出てきています。では、これを私は別に公にして、こういうときはどうのこうのということではないのですけれども、私は、広尾の病院でもこの辺について医師と、副反応に対してより具体的に検討すべき時期に来ているというふうに考えます。

このことについても教えてほしいのと、先ほど言いましたように、何回も繰り返しますが、広尾町として、行政執行側として、より住民の立場に立つことで、この副反応に対する町としての対応、対策、考えをしっかりと、やはり町長が決めることでもあるし、また、庁舎内においていわゆる幹部の、幹部以外にも全ての職員ですけれども、いろいろやっぱり意見を出し合って、そしてどんな状況かというのはやっぱり分からないですから、よりこのことに関して意見を出し合ったり、いろんな状況、情報をみんなで共有することで副反応の被害というか、国によるいろんなこういう、ありますよね、水俣病も含めていろんな公害的、いわゆる行政あるいは企業の責に帰するような状況というのはいろいろあったわけですから、これがそうならないとも限らないし、なるとも限らないし、私はそういうことについて全く予想の域を出ないから難しいのですけれども、ただ、今ある状況から鑑みて、やはり大変なことになるおそれがあるということを考えていくと、町の対応として、この副反応に対する対応というのは、より、今まで言ったことに対して再考すべきではないかなというふうに私は思いますので、お答えを頂きたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ワクチンにつきましてはいろんなワクチンがあるわけではありますが、今回のコロナのワクチンに限らず、厚生労働省の審議会ですとか専門家の意見を聞きながら、国が認可をし

て国民にワクチンを打っているところであります。今回も同様に、この新型コロナワクチンもそのような取扱いで国が認可したワクチンであります。

今、副反応の話が出ましたけれども、前回のやり取りでもあったように副反応の情報については、それぞれ接種券を送るときに情報提供をしているわけであります。

また、今回、3回目になるわけでありますけれども、当然その状況についても情報提供すると同時に、3回目、さらに副反応が前回あった方には当然かかりつけ医の相談、病院の受診、それから接種会場においてまた医師の問診があるわけでありますから、そこで十分確認をして本人の判断で受けていただくということでありますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 私は、2点について質問をいたします。

まず、第1点目でありますけれども、再生産できる赤潮被害の中期的支援をについて質問いたします。

9月後半からの十勝と道東沿岸を含む太平洋沿岸域で発生した植物性のプランクトンにより赤潮が発生し、多くの漁業被害が生じております。北海道大学大学院水産科学研究グループは、ロシア海域の親潮に沿って高濃度の植物プランクトンが南下したと観測調査結果を公表しております。また、昨年を機にカムチャッカ半島海域に赤潮の原因プランクトンが発生し、低い海水温でも生存するカレニア・セリフォルミスがロシア海域から道東海域に流れてきた可能性があるとしております。

道東沿岸と太平洋沿岸に発生した赤潮による漁業被害総額は80億円を超えると試算されておりますが、北海道は10月27日に、被害額は最大167億円を超える規模に拡大する可能性があるとして明らかにしております。現時点の被害額見込みのうち、ウニが9割を占めるとしてありますが、本町のウニの赤潮被害は100トン超、2億3,000万円と算出しているところであります。

また、ウニ以外でも9月末に終了したエゾバイツブ、10月中旬から始まったタコ漁、11月上旬からのホッキ漁についても漁獲量の減少が、さらには拾い昆布漁も昆布の変色などで品質低下等も懸念されています。11月末から水揚げされている毛ガニ籠漁やツブ漁についても漁獲量の減少傾向が生じていますが、これらは一過性のもではなく、数年経過しないと元のように資源回復しないのではないかと危惧しているところであります。

赤潮の要因とされるカレニア・セリフォルミスが海水の表面水温の低下とともに減少しつつあると北海道総研水産研究所が調査結果を11月末に報告していますが、これまでの被害状況では、稚ウニや稚貝などの被害を鑑みると再生産の回復まで長期化は避けられないとの見方もあります。未曾有の自然災害であり、まさに激甚災害に匹敵するものであります。

北海道では、第4回定例道議会で太平洋沿岸の赤潮による被害の緊急調査を行うための事業費2,720万円の補正予算を計上したところであります。道東沿岸等16か所の主要漁場の水深30メートル水中カメラで海底の状況を調査するとしております。

本町でも道の補助を受けて、さきの臨時議会で計上された生息調査をすることになっています。

現時点で判明しているものに、これからの調査結果によりさらなる被害の拡大が懸念されます。これらの漁業被害については、資源回復に数年を要することから、今後の漁業が再生産可能な中長期的な支援が必要であります。

今回の未曾有の赤潮被害について、浦幌町と豊頃町、それぞれ1,000万円の助成をすることといたしました。また、大樹町でも、今定例会にサケやサクラマス等の赤潮被害対策として890万円の漁業者支援をすることとしたところであります。あわせて、大樹町や釧路町では、赤潮被害を受けた漁業者支援に充てるため、ふるさと納税で寄附の受付を始めたとのことであります。また、加えて、北海道でも16市町の赤潮被害を受けた自治体を支援するためにふるさと納税の受付を開始しております。

また、政府は、2021年度補正予算に北海道赤潮対策緊急支援事業15億円を計上し、その事業の内容として赤潮発生メカニズムの解明や毒性の調査、漁場環境の支援などが盛り込まれております。しかし、激甚災害級の今回の赤潮被害の支援は、国が基金創設などで自然災害と位置づけ、この認識に基づき強力な支援体制が求められるところであります。

本町は、さきの臨時議会で、生息調査の事業費とともに融資に係る利子補給として6か月分12万3,000円の補正が可決されました。周年ベースでは約25万円程度となるものであります。しかし、ウニ漁など共済保険が拠出されない業種も含めて漁業者が今後も安心して漁業経営ができるように、漁業後継者が将来の展望を持てるように再生産可能な中長期的な支援を構築しなければならないと思慮しますが、広尾町としての支援体制はどのように考えているか、町長の見解を求めます。

また、漁業収入の減少による町民税や国保税の減免について、条例の基準により行われると思いますが、関係機関に対する今後の周知方法等をどのように考えているかお答え願います。

次、2点目であります。

特別養護老人ホームの入所待機者の早期解消についてであります。

近年の長寿社会並びに高齢化の伸長により、養護老人ホームや特別養護老人ホームなどの老人保健施設等のニーズは、ますます高まっております。

本町の特別養護老人ホームの入所定員数は50人となっておりますが、平成29年度の入所者数は50人で、入所率が100%となっております。しかし、翌年度の平成30年度末の入所者は43人、令和元年度末は42人、令和2年度末には44人、今年度11月末現在は45人となっており、ここ数年間の入所者数は、入所定員より5人から8人少なくなっております。

現在の特別養護老人ホームの待機者は、要介護3から5の方で合わせて33人となっております、従前のように入所者数を入所定員に近づけることにより入所待機者が緩和され、皆さんの要望に応えることが可能であります。

現在も介護員等の募集を町広報等でしておりますが、充足までは至っていないのが現状であります。従前の臨時職員は、地方公務員法の改正により会計年度任用職員に移行になり、月額賃金体制となり一定の待遇改善はあったものの、正規職員とは乖離しているのが実態であります。現場で勤務される職員のさらなる待遇改善により、職員の充足を図り、待機者を減少させる体制を構築し、早期に入所定員に近づけるようにすべきではないかと思いますが、町長の答弁を求めます。

また、著しく重い障がいがあり特別な介護が必要な方で、入所を希望していても特老ホームの待機を余儀なくされている方で、入院や老人保健施設以外の自宅やサービス付高齢者住宅、グループホームで待機されている方には、特別障害者手当月2万7,000円が支給されます。これは国の制度ですが、申請は市町村となっております。しかし、ほとんどの方がこの制度を知らないのが実態であります。町広報等で周知する必要があると思いますが、その方法についてお聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

最初に、赤潮被害対策支援についてであります。

赤潮被害につきましては、本年9月中旬より北海道太平洋道東沿岸におきまして広範囲な赤潮が発生し、エゾバフンウニのへい死、秋サケやシシャモの極端な水揚げ減などの影響が出ております。道東沿岸での赤潮の発生は、これまでも局所的な発生が散見されていたものの、今回の大規模な赤潮被害は過去に例がなく、様々な魚種に重大な影響が生じる事態となっており、個々の漁業者の経営努力や一町村だけで解決できる問題ではなく、関係町村や団体と連携協力を図りながら、プランクトン増殖発生のメカニズムの解明や問題解消に向けた対策や支援などを国や北海道など関係機関に要望、要請しているところであります。

11月29日開催の臨時会におきまして、地域の水産業が事業継続していけるよう当面の資金繰りや水産資源の生存調査等に町としても支援策を認めていただいたところであります。

今後におきましても、長期的な対策を図っていくことを含め、国や北海道の動きを注視しながら漁協などの関係団体と連携してまいります。

また、町税等の減免につきましては、現在ある条項に該当するかどうか状況を把握しながら対応していきたいと考えているところであります。

次に、特老ホームの入所待機者の早期解消についてであります。

11月末現在で入所定員50名のところ入所者数45名で、今月中にさらに1名の入所を予定しております。入所者数は46名となります。また、入所対象者である要介護3以上の待機者数は33名で、うち在宅での待機者は6名となっております。

入所に関しましては、死亡等により退所された際には待機者上位の方へ連絡し、次の入所を進めますが、入所するまでに他の施設やご家族との連絡調整や主治医の意見、日程調整などで2週間程度かかるところであります。今年度の状況では、9名の方が退所されており、10名の入所受入れを行っておりますが、その間、待機者23名の方に入所の連絡をしておりまして、9名の方が本人、ご家族の都合により入所を見送られております。4名の方が医療的に入所が難しいなど、待機者でも順番が来たらすぐに入所希望するというケースは少ない状況であります。

今後、申請受付時の入所の意思確認を徹底するとともに、入所指針の見直しなどを行い、真に入

所が必要な方が早期に入所できる仕組みづくりに取り組んでいくとともに、今後もしできる限り入所定員に近づけていけるよう適切な入所の受入れを進めていき、待機者の解消に努めてまいります。

次に、介護職員の待遇改善についてであります。

令和2年度から会計年度任用職員制度が始まり、施設の介護職員については、1年前倒しして行って待遇改善を図ってきたところであります。今後につきましても、待遇改善が図られる部分につきまして検討してまいります。また、介護職員数については、現在も充足されている状況ではないため、引き続き職員確保に努めてまいります。

次に、特別障害者手当についてです。

これまで広報紙に制度の内容を掲載したほか、公式ウェブサイトでもお知らせするなど、町民の皆さんへ周知しております。また、身体障害者手帳を交付する際に関連する福祉サービスの一覧をお渡ししております。その中に特別障害者手当も含まれております。このほか、町内のケアマネジャーで組織されているケアマネの会サントにおかれましても、独自の研修会で特別障害者手当制度を学ばれ、それぞれが業務の現場で対象となる可能性がある方などへ助言し、受給へつなげる取組もされております。ただ、この特別障害者手当は、在宅を基本とし、心身障がいなどの程度が著しく重いことが給付条件となっているため、これまで受給された方は多くないところであります。

ほとんどの方がこの制度を知らない実態があるというご指摘ではありますが、この特別障害者手当は日常的に介護されているご家族を支援する制度でもありますので、今後におきましても周知を継続し、受給につなげていきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

前崎議員。

1、4番（前崎） それでは、赤潮被害対策について再質問をいたします。

先ほどの答弁では中長期的な支援をしたいということでありましたけれども、実は10月2日の道新に、村瀬町長も「今回の太平洋沿岸の被害は激甚災害に匹敵する」と、「一自治体や漁協では手に負えない。道と連携して国にしっかりとした対応を訴えていきたい」というような談話が掲載されております。その後、関係自治体等で国に対して基金の創設を要望して、その規模が100億円という形で報じられて、実際これ国に要望されておりますけれども、政府としては前例がないから基金創設には否定的な見解で現在に至っているかと思います。

ただ、今言ったように、今回の赤潮漁業被害については、いわゆる未曾有で、まさに前例のないものであります。したがって、そういった意味では前例にとらわれない形での検討をしてもらうことが肝要であるかと思っております。10月9日付の北海道新聞では、水産庁の課長に対して豊頃町の産業課長補佐が「今までの概念にとらわれない対応をお願いしたい」ということで実際要望しておりますし、先ほども言いましたように、たとえウニは生産までに4年から5年かかる、ホッキ、ツブ等には7年、8年かかるとかと言われておりますし、さらに加えて本当に元に資源回復するまでには8年から10年もかかるのもあるというふうに言われております。そういった意味では、今後の生息調査等で明らかになると思いますけれども、国としても中長期的なそういった財源づけが必要かと思っておりますけれども、この点についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員がおっしゃったとおり、私も認識としては各水産庁ですとか、北海道から調査視察に来た折には、やはり激甚災害並みの被害であるというところ、強く訴えております。本当に現行の枠の中では限られたところでありますから、現行の枠を超えた支援をぜひお願いしたいという要望をしているところであります。

国のほうもやっぱり制度を基にいろんな政策をやるわけでありますから、今の制度の中では、この間、新聞報道されましたけれども、当面、今ある制度の中で15億円という打ち出しをされております。ただ、これは複数年にわたって、4年から5年というふうに言われておりますから、ただ、15億円も70%国費でありますから、残りの30%は北海道と各自治体が15・15出すわけであります。だから、総事業費は21億円程度になるところであります。そうすると4年で80億円の事業費になるというところでありますから、そういった対策も講じながらやっていく必要があるというふうに思っているところであります。ただ、誰もがみんなが求めているところであります。これからも漁業が前浜でできる、そういう対策をお願いしたいというところを強く求めているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども言いましたけれども、漁業被害額は10月末時点で80億円と言われておりますけれども、実際、道では170億円近くの被害が既に見込まれると。これからそういった生息調査等をしていくことによって、さらに被害額が増えるかというふうに思いますし、これは単年度で終わるものではないということを考えると、まさに中長期的な部分で捉えていく必要があるかと思っております。今回、15億円という補正が計上されておりますけれども、直接的な収入減少補填というのは全くありませんし、今、浜で言われているのは、漁業をあと何年続けていけるかということが、そういった不安視が実際されています。そういったことを考えると、先ほど言ったように漁業が継続できる、再生産するための支援体制、そういったものが急がれるというふうに思っておりますの

で、そういった意味でも、これからさらに道、国に対して要望する必要があるかと思っています。

ただ、今、冒頭では漁業者の漁業被害について特にお話しいたしましたけれども、例えば漁業生産物の水産加工業あるいは水産加工に従事する雇用、そういったものも失われるということが当然想定できます。そういった意味では、漁業者支援と併せて水産加工業、雇用、幅広い支援活動というのが必要になってくるかと思うのですけれども、例えばウニの加工等については、水揚げされなければ加工が全くされないというようなことを考えると、年明け早々からそういった問題、課題が出てきますし、さらに加えて中長期的な支援が必要かと思えますけれども、その点についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 漁業者以外にも波及をしているということでもあります。確かにそのとおりであります。前回、臨時会でも漁業者の利子補給と併せて商工業者、特に赤潮で被害を受けた水産加工業者はじめ、そういった方々にも融資枠の拡大、それから利子の補給、これも提案をしていたところであります。そういったように、漁業者以外にも直接的には、原料がないわけでありますから、やっぱり営業にも影響しますし、本当に経済波及効果が大きいという漁業であります。いいときには本当にいいように経済波及効果があるのですが、いざマイナス面になると、波及効果が広い反面、被害も大きいというところでありまして、その対策も必要だというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども言いましたけれども、11月29日の臨時議会での融資に対する助成、利子補給については、大変受ける側にとっては助かる部分でありますけれども、ただ、さっき言ったように周年ベースで約25万円程度ということになろうかと思うのですけれども、多分、融資を受けても営業活動、そういった漁業経営等が継続されれば融資の返済も可能ですけれども、そういった収入減少となれば、それも難しいということが当然想定されますし、そういった意味では、もう第一にやっぱり収入減収に係る補填の方策を考えていく必要があるかというふうに思っております。

それで、先ほども言いましたけれども、大樹町でもふるさと納税で今回約900万円の漁業者支援の補正予算を可決したというふうに報道されておりますけれども、やっぱり広尾町もふるさと納税で、例えば全国多くの方からいろんな形で、サンタランドの時期でありますから、そういった部分では広尾町の実態なんかも非常に知れ渡っているといえますか、そういった意味で多くの方々にふるさと納税で漁業支援に対する寄附を仰ぐと。例えば大樹なんかも、これ災害ですから当然ですけれども、寄附に対する返礼品はないのですよね。例えば以前の胆振東部地震のふるさと納税もそうですけれども、返礼品がないということで、寄附額の真水の部分で経費の2割か3割を引きますと、その残りは全額使えるということになりますので、そういった意味で、このふるさと納税を幅広く取り組む必要があるかと思っております。

先ほど言ったように浦幌、豊頃も当面1,000万円ずつ助成しておりますけれども、浦幌町の水澤町長は、漁業者をできるだけ後押しするために支援金を実施したとして、国には激甚災害として対応してほしいし、漁業後継者が将来見通しを持てるようにしてほしいというふうに求めていますけれども、いろんな形でやっぱり漁業者に直接収入補填をするような、そういった制度というのを今後検討していく必要があるかと思っておりますけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） これまで全国的に見ても、多くの大きな災害ですとか自然災害を含めて、そういったときの所得補償というのは、国もないわけでありまして。東日本大震災を見ても、あんなような大きな被害に遭ったにもかかわらず、所得補償はしないというのが大原則になっているところがあります。その点については、どうぞご理解を頂ければというふうに思っております。それぞれの町で所得補償を行ってしまえば、やっぱりいろんなところに、農業含め、林業含め、商工業者含め取り留めなくなってくるわけでありまして、所得補償はないというところでご理解を頂きたいというふうに思っています。

しからば、どんな対策があるのかというところでありまして。継続して経営を安定化されるための方策として、これまでも東日本大震災ですとか、コロナのときもそうですけれども、やっぱり継続的に営業ができるような利子の補給、これはやっているわけでありまして。そういったことも含めてやっていきたいなというふうに思っておりますし、さらには、やっぱりどうやって長期的な分野と、それから当面、漁業者に向けてどんな対策ができるのかという二本立てで考える必要があるというふうに思っております。国の補正予算の中でもトータルでは20億円近い予算が出ているわけでありまして、広尾でその分、何ができるのか。昨日、実は水産庁から来て、十勝で説明会がありました。なかなか既存の制度の枠ですから十二分な活動は非常にできないわけでありまして、その中でもやっぱり工夫をしながら漁業者に少しでも収入が上がるような対策もやっていく必要があろうかというふうに思っております。

今後も、経営の安定化に向けて国、それから北海道にも要望していきますし、町としても何ができるのか検討していきたいなというふうに思っております。豊頃と浦幌、いち早く支援体制をしたわけでありまして、あそこは秋サケという限られた魚種であります。ほかにも少しはあるのですが、本町のように、9月の中旬に赤潮の被害が確認されましたけれども、秋サケがあつて、ウニがあつて、ツブがあつて、タコがあつて、底引きがあつて、シシャモがあつて、毛ガニがある。いろんな魚種は、全部魚種が終わらないと赤潮の影響が分からないということもありますので、年内が一区切りかなというふうに思っております。そんな状況を見ながら何が対策できるのか判断してまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 今回の赤潮被害で漁業収入の減少ということで、これは翌年度といいますか、2021年については、実際9か月までは順当に操業できたのであれですが、来年以降についてはそういった部分では非常に今後の漁獲高が懸念されるわけでありますけれども、いわゆる世帯の収入金額が減ることによって、例えば国保税あるいは町民税の減免規定が条例でうたわれております。例えば国保税に関して言えば、減少率が10分の7以上であれば全額減額と。それから、10分の5から10分の7未満であれば半額というような形になってはいますが、これは所得制限がありまして、例えば3人世帯であれば228万円、それに所得税、住民税、社会保険料の公租公課を加えるという額が基準になっているわけでありますけれども、来年以降のそういった部分では納税の懸念される方も、関係者もいるかと思っておりますけれども、この点については、いろんな形で関係機関の方には周知をする必要があるかと思うのです。なかなか税法というのは文章を見ても分かりにくいのですけれども、その辺の周知方法等についてどのように考えているのか、お答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） これまでの大きな災害等があったときには、該当するそれぞれの団体を含めて周知をしているところであります。なかなか町民税の減免については所得が全てなくなる、これに準ずるところで町民税の減税でありますから、難しいかなというふうに思っておりますし、国保につきましては、議員が専門でありましたので分かっているかと思っておりますけれども、減少率が70%以上にならないければ全部の減免にならず、それから減少率が50から70で約半分程度というところがございます。そういったこともありまして、なかなか今の制度と照らし合わせて難しいかなというふうに思っておりますけれども、情報提供しながら該当者の方がいれば、しっかりとした対策を講じてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次に、特別養護老人ホームの入所待機者の早期解消の再質問をいたします。

先ほどの答弁では、今年度については11月末までで45人、今月中に1人ということであれですが、ただ、先ほども言いましたように、平成30年度、令和元年度、2年度、42、43とかという形で入所定員をかなり下回っているというような状況が続いております。以前から議会の総務常任委員会等でも調査しておりまして、職員数が充足していないので手が回らないからというような形でこういう結果になったのですけれども、今、今年度を入れると足かけ4年という形でこういう状況が続いて、今年度については今までから見ると改善傾向にありますけれども、やはり今、特に介護度4、5の待機者がおられるということですから、特にそういった重たい方の待機者の改善というのが、これは早期に解消する必要があるかと思っております。

そういった意味で、特に以前は防災行政無線でかなり何回も放送されてはいたしましたが、最近

は町の広報とかハローワーク、そういった部分に絞って募集をかけていますけれども、なかなかそれでも人が応募されないということでもありますけれども、大元はやっぱり会計年度職員で、一定程度の改善がされましたけれども、非正規と正規の差があるというふうに認識しております。加えて、よく一般的には他業種とそういった介護施設の職員との収入の差というのは月額でも9万円から10万円低いというふうに言われておりますから、そのような根本的な問題を解決していかなければ、なかなか職員の確保は難しいかなと思うのですけれども、その点も含めて今後の対応についてどのように考えられているのか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 入所者を満度に入れるためには、やはり何といても職員が満度がいなければなりません。そういった意味で、これまで職員の待遇改善をやってきたわけでありまして。報酬のアップ、それから業務手当のアップ、それから月額報酬に変更したこと、それから会計年度職員制度にしたことなど、福祉部門については他の部門よりも手厚くそれぞれ待遇改善をしてきたところがあります。しかし、なかなか職員が集まらないというのも現実であります。やはり非正規と正規のところの分けがあるのも一つの原因かなというふうに思っております。何といても高齢者が安心して介護を受けられるように、施設入所ができるように、やっぱりそういったことが大きな行政の目的でありますので、その職員の待遇改善についてもしっかりと取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 現時点で介護度3から5まで33人の入所待機者がいるということでもありますけれども、この中で特別障害者手当なのですけれども、これは国の制度なのですけれども、著しく重い障がいがあり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万7,350円が支給されるというふうになっております。これは介護度ということではなくて、この申請に当たっては医師の診断書が必要でありまして、とりわけ日常生活動作評価表というのがありまして、例えば座る、立ち上がる、片足で立つ、階段の昇降、こういった一部なのですけれども、一人でできるといったらこれは零点、一人でできてもうまくできなければ1点、一人では全くできなければ2点ということで、全部で8項目以上の項目で10点以上になれば認定されるという制度なのですけれども、実際、私もこの間、今年8月以降、2、3の方から問合せがありまして、町のほうにも紹介したりしてやってきましたのですけれども、実はほかの自治体で、やはり介護度4の方がこの特別障害者手当に該当するという前提で市役所へ行きましたら、施設に入っていれば該当ありませんというふうに言われたそうなのですね。一旦戻ってもう一回調べて、要するに特別養護老人ホーム以外の老人保健施設だとかといったところに入っていれば当然対象外ですけれども、いわゆるサービス付高齢者住宅ですとかグループホーム、軽費老人ホーム、こういったところに入っていれば該当になるという形で、

申請し直して該当になったということが載ってございましたけれども、なかなか制度的に難しいのと、先ほど言ったように自治体の一部、窓口でもそういったものが十分認識されていないという部分があるというふうに聞いております。

本町は、そういった意味では、しっかり担当者と会議を開いたりやっておられますので、その点はあれなのですけれども、ただ、いろんな介護認定通知段階ですとか、あるいは町の広報にこういった制度があるということについて、やっぱりしっかりと周知をする必要があるのかなと。少しでも待機者の方で自宅で介護せざるを得ない人、そういった人の一助になるような、そういったサポート体制が必要かと思っておりますけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この件につきましては、今後も周知を継続しながら受給につなげてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 次に、1番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（松田） 私は、次の2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、情報インフラの利活用について町長に伺います。

今年度中に町内のほぼ全域にインターネットの光回線が整備され、役場庁舎内では無線LANの利用も可能となりますが、そういった情報インフラが整った後のインターネット回線を利用したまちづくりのビジョン、また、第6次まちづくり推進総合計画に基づいた情報発信や業務の効率化についてどのように利活用していくのか、その考え方や課題があればお聞かせください。

2点目は、町内教育機関でのいじめに対する対応を伺います。

最近、報道等において、いじめにより小学生、中学生の児童が重大な事件を起こしたり、自死に追い込まれる事案が多発しています。一連の報道の中で重要な課題の一つとして取り上げられているのが、いじめに関する案件が発生した際の責任の所在の曖昧な点が指摘されています。

そこで、教育長に質問をいたします。

広尾町の教育機関でいじめによる重大な案件が発生した際に、最終的な責任の所在はどこになるのか、また、いじめが疑われる事案を確認した際にどのような流れで解決へと取り組んでいかれるのか、現状の認識をお聞かせください。

また、あわせて、現在、広尾町でいじめと疑われる報告があるのか、そして、いじめを未然に防ぐ観点からの取組についての考えを伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 松田議員の質問にお答えをいたします。

インターネット回線を利用したまちづくりのビジョンについてであります。

情報通信技術のまちづくりへの活用についてであります。現在、光ファイバ回線網の未整備地区における整備を進めておりまして、今年度中に町内全域における高速通信網の整備が完了する見込みであります。

第6次まちづくり推進総合計画には、情報通信技術の活用による行政事務の効率化や住民サービスの向上、産業分野における先端技術の導入などICTを活用したまちづくりについて記載をしているところであります。これらの導入、推進に当たっては、外部の専門人材の活用や各産業分野の理解や協力が必要であります。各分野の課題につきまして、ICTを活用しながらどのように解決していくか、分野を横断して検討し、進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 松田議員の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、いじめがあった際の最終的な責任の所在であります。様々な事案がありますので、一概にどこかは申し上げられませんが、最終的な判断は教育委員会がするものと考えております。

次に、いじめが疑われる事案が発生した際の対応についてであります。まず、実態の把握につきましては、各学校において日頃から児童生徒の小さなサインも見逃すことのないよう日常的に観察をしております。いじめが確認された場合につきましては、迅速に学校、家庭、各関係機関と連携し、対応策を協議することとしております。

いじめに関して重大な事案が発生した場合は、学校は教育委員会に直ちに報告し、教育委員会は速やかに町長に報告し、重大事態の対処と同種の事態の未然防止のため、調査を行うこととしております。

次に、いじめを未然に防ぐ取組についてであります。教育委員会としては、いじめ防止対策推進法に基づき、平成26年に広尾町いじめ防止基本方針を策定し、学校、家庭、地域、関係機関が共に連携し、共通認識の下、情報を共有し、町全体でいじめ根絶に向けた取組を行っております。

各学校においては、年2回、いじめの実態調査を実施しております。この調査は、児童生徒が嫌な思いをしたことがあるかどうかについて調べるものであります。調査結果を基に各学校において個々の事案でいじめではないかどうかの確認を行っております。

加えまして、Q-Uテストを実施しております。このテストは、児童生徒の心理状況、学校における課題などを把握し、いじめの発生の芽を早期に摘み取っていくためにも有効なテストであり、これにつきましても年2回実施をしているところでございます。

現在の状況でございますけれども、調査の結果を受け、事実確認を行った結果、いじめと疑われる事案はございません。いじめについては、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであることを認識し、教育委員会や各学校においては、弱い者をいじめることは人間として絶対許されないという強い思いを持ち、いじめの未然防止に向け、地域や関係機関と協力しながら引き続き取組を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） まず、1点目について再質問させていただきます。

情報通信技術を活用した業務の効率化についてお聞きします。

現在、コピー用紙を両面で使うことや余白を減らすなどの取組を行っておられますが、役場内に整備される無線LANや情報端末等を利用しペーパーレス化を推進するような取組が業務の効率化やSDGsの理念にも寄与するかと思いますが、そのことについて町長のお考えをお伺いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 行政の効率化につきましては、行政改革の中でも位置づけているところであります。ペーパーレス化含めて、省エネも含めて、それぞれ職員に徹底をしているところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 具体的にペーパーレス化、現在、取り組まれているということですが、情報端末等を用いてできるだけコピー用紙を使わないような取組というのは、もう進んでいるということなのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今まで文書で周知していたものは、それぞれのパソコンを通じながらペーパーレス化をしているところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 先ほど、ICTを活用し、分野を横断しての推進をとの答弁を頂きました。インターネットを活用した情報発信、情報収集に着目しますと、企画課や観光協会、ふるさと納税

の担当などそれぞれの分野では行われていますが、それらを統合した、戦略的に町としての情報発信を行う体制にはなっていないのではないのでしょうか。

しかしながら、担当各課では本来業務を抱え、情報発信や収集にまでなかなか手が回らない現実もあるかと思います。それらの課題解決に、例えば情報発信分野に特化した地域おこし協力隊等を任用し、発信力を強化するという方法もあるかと思いますが、そのことについてのお考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 情報発信は非常に重要な分野だと考えております。松田議員の、どこか1か所は統合してその分野を設けたらどうかというご提案であります。しかし、それぞれの分野、分野で専門性もありますし、視点も違いますし、やはりそれぞれの担当のところが情報発信をしていくのがベストではないかというふうに考えております。誰かが1か所でそれぞれの情報を集めて発信するということは、内容等について不十分なものになる可能性があるというふうに思っているところでもあります。

しかし、各分野にわたっての情報発信、やはり重要でありますから、その辺については、私のほうもそういった取組を強くするよう求めていると思っているところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） ただいまの答弁に少し重なるところもあるかと思いますが、それぞれの課や団体が今おっしゃったとおり従来どおりのやり方で進めるというふうに僕は取れたのですけれども、戦略的な情報発信の強化、充実には、今までどおりのやり方ではやはり限界があるのではないのでしょうか。

例えば、ほかの自治体では、専門の部署を創設し、移住者の促進やふるさと納税の分野で大きな成果を上げているところも出ております。先ほど情報分野に特化した地域おこし協力隊の活用をお聞きしましたが、そういった人材を中心に様々な知見を持った協力隊でチームを編成し、情報発信やICTの構築に取り組んでいく、そしてそのチームのマネジメントには町長や職員が当たっていくというような体制が必要になってくるかと思いますが、そのことについてのお考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今ご提案のあった、総合的に取り組むべきだというご提言であります。そのことも大事なというふうに思っておりますし、どんな方法がいいか内部で検討していきたいというふうに思っております。

ただ、情報発信の重要性、必要性というのは、本当にここに来て、こういう時代でありますから、必要かなというふうに思っているところであります。最近、私、最近広尾の情報が多いねと言われる。観光の情報、それからサンタランドの情報、それからふるさと納税の情報、本当に頻繁に目にするようになっております。そういったことがやはりそれぞれの施策に結びついているのだ、成果が出ているのだなというふうに思っているところでありますので、大事な分野だというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 少し視点を変えて、1点目、最後の質問にしたいと思います。

先日の講演会でもありましたが、日高山脈襟裳国定公園が来年国立公園へと格上げされるということで、町としてもアウトドア観光の振興や貴重な自然環境の保全や利活用を進めていくという観点からも、そこでも外部人材の活用が必要になってくるかと思えます。それらの課題を解決するためには、これからの時代に求められる分野としてさらなる考え方、または町内においても人材の発掘及び人材の育成ということにも同時に並行して進めていくことも肝心なことだと思うのですが、そのことについて最後お聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 日高山脈の襟裳国定公園、これが国立化になるところ、本当にいい情報であります。ただ、国定公園が国立になればいいというものではなくて、やっぱりそれになったときには、どういうそれぞれ地元で対策をしていくかということが重要かというふうに思っております。国立公園化、目的は保護と活用だというふうに言われているところであります。さきの講演会でも勉強したところであります。どうやって自然生物体系を保護していくか、さらには、やっぱり観光面でもどうやって活用していくかが、それぞれの所管でも重要だというふうに位置づけをされているところであります。

さっきの一般質問でもありましたけれども、では、広尾町では国立公園化になったことをどうやってそれを武器として使っていくのかというところであります。本町で言えば、やっぱり名前が日高山脈襟裳、今度は十勝とつくようですけれども、やっぱり日高山脈襟裳とついておりますから、まずは襟裳岬に人々が行くのだというふうに思っております。その動線として広尾町があるわけがありますから、広尾町にそのときに立ち寄ってもらう何か、そういった情報を発信していなければ寄ってくれませんので、そういった意味でも、そういった方々を広尾町に呼び止める、そういった情報発信も力を入れていきたいなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） そうしたら、続きまして2点目の再質問に移っていききたいと思います。

先ほど頂いた教育長の答弁で、2013年に公布されたいじめ防止推進対策法に沿った形で、しっかりと対応されていることが分かりました。その上で、これからの再質問は、あくまでいじめやいじめに関する重大事案を未然に防ぐ観点からの質問とさせていただきます。

いじめに関する重大事案の一連の報道を分析しますと、いじめの兆候を学校側が把握していたにもかかわらず、教育委員会に報告がなされていないというケースが多々見受けられます。児童に対するアンケートにより集められたその内容は、各学校で先にどのように取り扱われるのか、また、その集まったアンケートの情報をオープンな形で保護者等に開示しているのかお聞きします。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 過去に全国でいろんな事案が発生して、命を失うという事件も発生していることを記憶していますけれども、今、質問のあったいじめの調査ですとか、そういうことの分析は各学校で行っていますけれども、保護者までにはそれを明らかに現在にはしていないという状況、教育委員会には報告がございます。

今、私の考えですけれども、学校には絶対事案を隠すなど、教育委員会が知らなかったということにはなり得ないから、どんな小さなことでも学校で仮にそれが、トラブルがあつて学校内で解決したとしても、事後報告でいいから教育委員会には伝えてくれと。そうしないと、教育委員会が全く知らなかったということにはなりませんので、そういうような形で、とにかく隠さないということを学校には伝えてございます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） いじめ防止推進対策法に基づく各学校に設置されたいじめ対策組織自体が、近年発生された一連の重大案件では機能していなかったという報道が多々あるのですが、そのいじめ対策組織の構成員、各学校に置かれる構成員がどのような人選になっていて、また、その組織を第三者的な立場でチェックするような体制、そのようなものがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 当然、学校長を含めまして担当教員ですとか教育委員会の職員、それから自治体によっては弁護士等も加えているところもございますけれども、広尾町は弁護士については、今、検討はしていますけれども、そこまでどうなのかなという現時点での考え方であります。

ちょっと一例ですけれども、話させてほしいのですけれども、これは子どもと子ども間ではなくて、例えば教員の言動が子どもの心を傷つけてしまったという事案が発生をしました。そのときの

対応といたしまして、担当を学校に送り込んで、いろいろ調査、実態を把握させていただいて、そのことについては私は報告を受けていました。その中で、どうも学校の対応が悪いと、これではいかんだろうと。若い先生でしたので、これから何校も現場を経験する先生ですから、ここでそういう対応をしたら次の学校でもやるだろうと。それは絶対やったら駄目なことなので、どういう解決策をするかということで、学校の考えはそういう考えですから、もう私としては教育局と相談をしながら、こういう解決方法でいいですかと相談しながら、それでやってくださいというようなことで、実際に私も学校に行って、子どもと教員が向き合って謝罪もさせながら、そういう対応を取ったという一例がございます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 教育委員会としてはしっかりとした対応を取っておられて、個別の事案にも踏み込んでやっておられる現状がよく分かったのですが、例えば先ほど質問しました各学校のいじめ対策組織に弁護士等と呼んでつくるというのは、広尾町では現実的ではないというふうに僕も認識していますが、そういったいじめ対策組織、各学校に置かれたその組織がやはりオープンな形で風通しをよくしなければ、そもそもの初期段階の対応が遅れることや、今、教育長がおっしゃったように報告が上がってこないだとかということにつながると思うのです。そういったためにも、その対策組織の中に例えばPTA、学校運営協議会等、第三者的な立場の方が中に入って情報を吟味したりするような体制も必要になってくると思うのですが、そのことについて再度お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 当然、事態が発生する中でそういう組織が必要となってきます。当然、PTAだとか学校運営協議会、教育委員会、教職員、教育関係の絡んでいる。それから、地域の住民の方々に入ってもらって、そういうのは全て私は情報を伝えながら、情報を共有しながらこれからもやっていきたいと、やっていくべきだというふうに考えています。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 先ほど答弁の中で、年2回の児童に対するアンケートを実施しているとのことですが、2017年に文科省がまとめた報告書では、その年に把握された年間40万件に及ぶいじめのうち52%がアンケートにより発見されているという報告が上がっています。このことから、いじめを発見する主流がアンケートになっていることや、他市町村との比較からも半年に1回のペースのアンケートでは少々少くないかなと感じておりますが、アンケートの回数を増やすとか、そのような取組についてのお考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 今、現状として広尾町については、この調査でいじめ等は、小さなトラブルはありますけれども、特にいじめ事案が長引いているとか、重大化しているとか、そういうことはございませんので、そういう面ではしっかりと日常的に教職員にもそういう意識を持たせて、また、子どもたちがそういう事態になったときに気軽に相談できる、そういうようなことも今後、学校を通じてお話をさせていただければいいかなというふうに思っています。とにかく気軽に、保護者でも、親でも、先生でも、どこでも相談しやすいような体制はやっぱりつくっていくべきだというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） そのことに関してちょっと重ねる形になるかもしれませんが、これで最後の質問にさせていただきたいと思います。

いじめに遭っている児童やその保護者の中には、様々な要因で学校内の教職員を信用できず、孤立し声を上げられないような状況も、これから発生するかと思います。

また、平成30年度、文科省の報告では、児童100人当たりのいじめの認知割合は4%を超えており、幸いにも広尾町では認知件数はゼロということなのですが、その数字からも、もしかすると拾い切れていない声があるかもしれないという考えに立ち、そのような児童が少しでも声を上げやすい環境づくりの一つとして、例えば教育委員会や最高責任者である教育長へも直接相談できるような体制、また、児童に寄り添う形でのメッセージの発信も必要になってくると思いますが、そのことについて伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 担任に相談ができない、しづらい、相談してもそこで断ち切れてしまう、学校はそれを隠す、これが一番の原因だというふうに、泥沼化していく要因だというふうに思っています。教職員の方については、日頃から私は、教育長室はオープンにしています、遊びに来てください、相談事があれば来てください、それだけでなくお茶飲みに来てください、オープンにしていますから。それは子どもたちでも、保護者にでも、これから機会があるごとにそういう話はして、とにかく誰か大人に相談しなさいと、早く相談しなさいというようなことも言ってみたいなというふうに思いますし、しっかりと教職員にも、そういういじめの教育、この認識を強く持って日頃対応してもらいたいなというふうに教育現場には伝えたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 気候危機から町民の暮らしを守るために、町長に質問します。

イギリスで開かれていた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）は、成果文書「グラスゴー気候合意」を採択し、11月13日に閉幕しました。世界の気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えることを世界の共通目標に位置づけ、各国が温室効果ガスの排出削減目標を2022年末までに強化することを求めました。石炭火力は、段階的廃止から段階的削減に後退。気候ネットワークなど市民団体は「不十分ではあるが、重要な一歩」と評価する一方で、石炭火力にしがみつ়く日本の遅れを指摘しています。日本政府は、削減目標の引上げや石炭火力の廃止など、急ぎ具体的行動に踏み出すことが求められています。

新型コロナパンデミックは地球規模の災害であり、その要因の一つに地球温暖化があると言われています。既に世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題になっています。

国連IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、今年8月、「人間の影響が地球を温暖化させてきたことは、疑う余地がない」と断定しました。破局的な気候変動を回避するためには、2030年までに大気中の温室効果ガス、その大半は二酸化炭素ですが、この排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度までに抑え込むことができないことを明らかにしました。

パリ協定は、それを避けるために、上昇幅2度を十分に下回り、1.5度以内に抑えることを目的として、日本を含む世界196か国が合意して締結しました。政府が4月に発表した2030年度の削減目標は、2013年度比で46%削減です。これは2010年度比にすると42%減であり、国連が示した2030年までに2010年比45%減という世界平均よりも低いものです。世界の先進国は2030年までに、EUは55%減、これは1990年と比較してです。また、イギリスは68%以上減、これも1990年と比較してです。バイデン政権の下、パリ協定に復帰したアメリカは50～52%減、これは2005年と比較してです。このような最低でも50%以上、60%台の削減目標を掲げています。先進国には産業革命以来、CO₂を長期に排出してきた責任があります。また、高い技術力と経済力も持っています。

元日本環境学会会長で和歌山大学客員教授和田武氏は、地球温暖化が原因で、日本でも異常な豪雨や台風、猛暑などによる災害が多発しています。持続可能な社会を目指して、脱炭素、再生可能エネルギーの大切さを発信しています。

そこで、本町の第6次広尾町まちづくり推進総合計画を見ますと、施策①で「地球環境・エネル

ギー対策の推進」が掲げられています。10年後の目指す姿は「再生可能エネルギーを活用するまち」、成果目標は、公用車への電気自動車の導入台数は中間目標、令和7年度1台、最終目標、令和12年度2台となっています。畜産系バイオマス関連施設整備基数は、中間目標1基、最終目標2基となっています。また、成果指標は、役場庁舎の年間電力使用量は、単年で現状は26万1,604キロワットアワー、中間目標は令和7年度18万キロワットアワー、最終目標は令和12年度15万キロワットアワーとなっています。

目標達成のための具体的な方法、施策を進めるに当たっての役割も示されています。行政の役割、事業者の役割、地域の役割、町民の役割が示されていますが、町民に十分理解されているでしょうか。町民の参加、協力なしには成功しません。それだけに繰り返し丁寧な町民周知が必要ではないでしょうか。

広尾町のエネルギー自給率は、現在、何%になっていますか。これからの10年の取組が鍵とされる気候危機対策ですが、全国的にもゼロカーボンシティ、再生可能エネルギーによって稼働される都市を宣言する自治体が増えています。十勝では鹿追町、足寄町、更別村、清水町に続いて大樹町長は今年6月開会の12月定例会でゼロカーボンシティ宣言することを行政報告したそうです。本町も早急に宣言すべきではないでしょうか。町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

地球環境保護、エネルギー対策についてであります。

第6次広尾町まちづくり推進総合計画には、産業分野における再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギーの取組推進など盛り込んでおります。

ご質問の具体的な推進方法であります。再生可能エネルギーの有効活用につきましては、まず第1段階として、広尾町にはどのようなエネルギー資源がどのくらい存在するかを把握する必要があります。この調査を行った上で、次の段階として、これら資源をどのように活用できるのかを検討することになります。

省エネルギーの取組につきましては、公共施設から率先して取組を進めていくことで、町内の事業所や家庭にも取組の輪を広げ、町ぐるみでゼロカーボン行動に取り組む必要があると考えます。

広尾町には、産業分野の家畜ふん尿や木質バイオマス、賦存量が多いとされる太陽光など、活用可能なエネルギー資源が豊富に存在しています。しかしながら、家畜ふん尿を活用したバイオガス発電については、発電設備の投資が多額になることに加え、余剰電力を売電する際の送電線の空き容量が少ないことが導入の壁になった経緯があります。今後に向けましては、北海道が行う新エネルギーコーディネート支援事業を今年度から活用し、町内の概算のエネルギー資源量を把握した上で、広尾町に適したエネルギー対策について道の支援を受けながら検討してまいりたいと考えております。広尾町といたしましても、町のエネルギー資源のポテンシャルを最大限に生かしながら、

脱炭素社会実現に貢献していきたいと考えております。

ゼロカーボンシティ宣言につきましては、他町村とも連携協力して情報収集を行いながら検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 脱炭素社会と言われますけれども、これをつくっていくためには、環境を破壊してきたと、今までの歴史を振り返ってみてもそういう現実があると、その環境破壊の反省の上に未来はあるのだということを京大の准教授、藤原さんという方なのですけれども、そういうふうにおっしゃっているのです。ですから、本当に今、この気候危機をこのままにしていたら地球が駄目になってしまうと、私たちが生活していくこと自体が揺るぐ、そういう事態なのだとすることをやはり共有することが必要だと思うのですね。

それで、この気候危機から抜け出すためにも、例えば今、町長もいろいろおっしゃいましたけれども、町民一人一人が、やっぱりこのままでは駄目なのだとことを認識することがまず第一だと思うのですよ。だから、そういうことを知らしめるような政策も考えたほうがいいと思いますし、その中で、それでは一人一人の町民が何ができるのかと、そのところをやはり丁寧に説明をして、一緒に取組を進めていくという姿勢がすごく大事になると思うのです。抽象的ではあるけれども、やはりそのところを丁寧にやらないと、町が幾ら笛吹けどということになってしまうのではないかなと思いますが、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この地球の温暖化、本当に世界的な大きな課題になっておりますし、喫緊の課題だと認識もしているところであります。それゆえに2050年ゼロカーボン、実質ゼロを目指しているのだというふうに国が打ち出しているのだというふうに思っております。何となく温暖化、温暖化という言葉が叫ばれているのですけれども、その現象として異常気象にも当然現れておりまして、大洪水ですとか、集中的な豪雨ですとか、大雪が降るだとか、強いては産業にも、漁業にも、農業にもそういった現象が現れてきております。やはり私たち一人一人がそういった温暖化の現象はどういうことでというところを周知する必要があるのではないかなというふうに思っております。

たまたま今日の北海道新聞に「温暖化で避難2億人」という記事が出ておりました。水不足だとか海面の上昇の深刻化など、世界で2億人の方が避難をしなければならないという新聞記事もありました。こういったこともやはり一人一人私たちの生活の中でできることがたくさんあるわけありますから、そういったことに取り組むことが必要だというふうに思っているところでありまして、住民にそういったことも機会を見て周知をする必要があると考えております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 私も、町長が今おっしゃったように、町民一人一人ができることをしていくというのがすごく大事なことだと思うのです。私たちも、まちづくり計画だとか、そういうところではこういう表題にあるようなことを決めていくのですけれども、実際にその決めたことをどうやって実現に向かっていくかということでの議論というのはあまりされてこなかったのではないかなと、そんなふうに今強く思うのです。本当に地球環境を守ることが私たちの暮らし、命を守っていくことになるのだという、そこを結びつけて町民の皆さんにも分かっていただくような、そういう周知というのをやはり強める必要が今あると思います。

そういうことで、町長も今そういうふうにおっしゃいましたので、やっていただけたらと思うのですけれども、やはり地球危機から暮らしを守ることが大事なのだということを、今、説明する必要があると思いますので、ぜひ力を入れてほしいと思います。もう一度お願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 全く私も同感でありまして、そういったことを当然、行政側として公共施設は当然であります。住民の方にも個々の、例えばごみの減量化も地球温暖化対策につながるのだよというところの結びつき、そういったところも周知をしてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日10日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時18分